

こども家庭庁の創設について(1)

概要

R4.12/23発出資料抜粋

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）

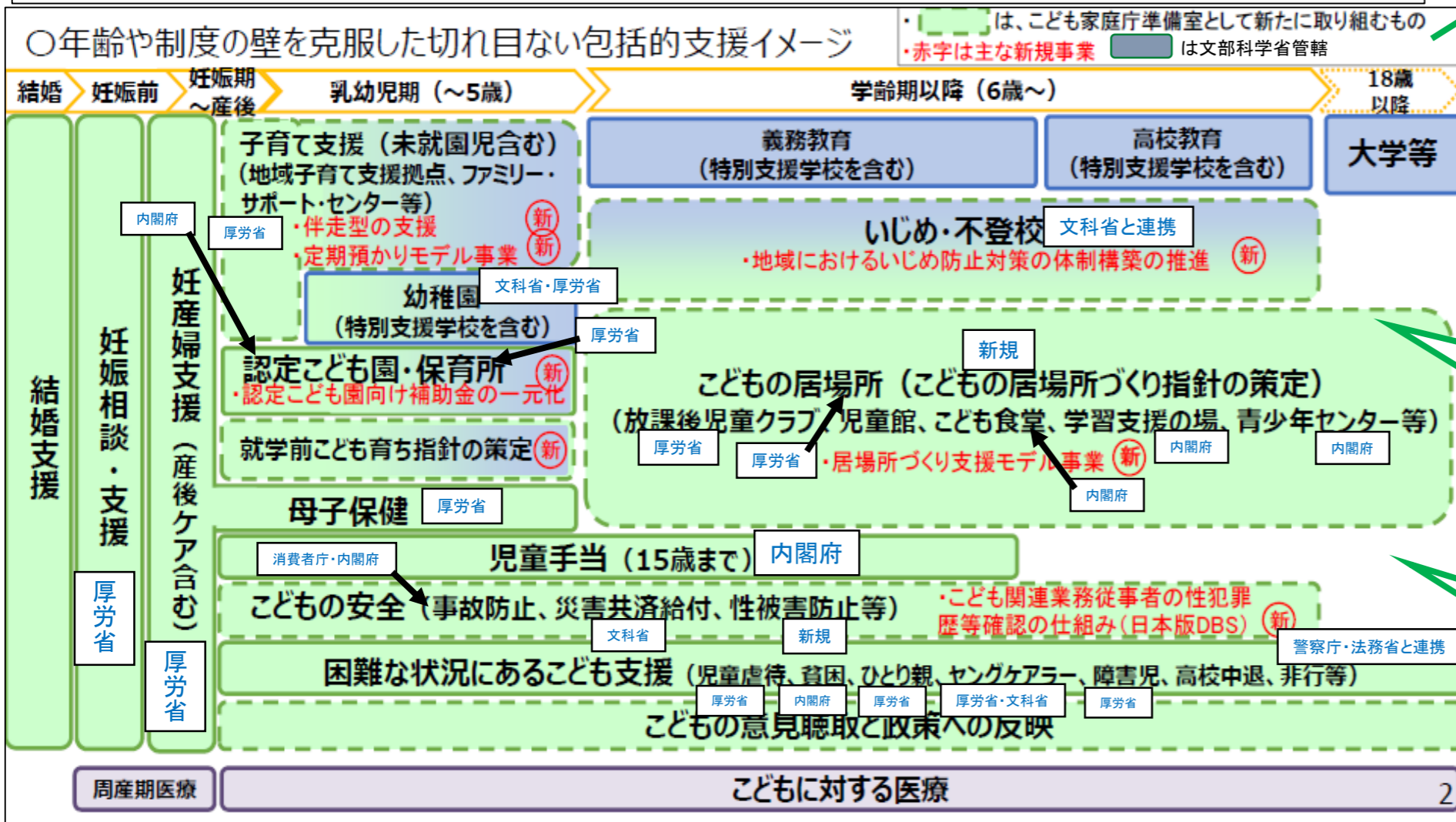
【こども家庭庁】(令和5年4月1日創設)
 ○内閣府の外局として設置
 ○複数部署に分かれていた機能が概ねひとつの部署へ集約化
 ○内閣府・厚生労働省・文科省の組織間でこぼれ落ちていた子どもに関する施策を普くカバー
 ○5年をめどに組織や体制のあり方を検討し、必要に応じて見直す規定があり、臨機応変に組織を変えることが可能

留意点

一方で、文部科学省所管の「幼」稚園と厚生労働省所管の「保」育所の「幼保一元化」が見送られている。

キーワード

切れ目ない包括的支援 & 就学前の育ちの格差是正



こども家庭庁の創設について(2)

R4.12/23発出資料抜粋

令和5年度 こども家庭庁関連予算のポイント

※金額は、令和5年度当初予算案と令和4年度第2次補正予算の合計

こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行

- こども大綱の策定・推進 1.4億円
 - ▶こども大綱の策定と周知のための情報発信
 - ▶地方自治体こども計画策定支援事業
- こども基本法・児童の権利に関する条約の普及啓発 0.3億円
 - ▶こども基本法の普及啓発、児童の権利条約に関する意識調査と普及啓発方法の検討
- こどもの意見聴取と政策への反映 2.3億円(うちR4補正0.5億円)
 - ▶こども・若者意見反映推進事業(一部補正)
- こども政策に関するデータ・統計とEBPMの充実 0.5億円
 - ▶こども大綱の策定・推進に関する総合的な調査、EBPMの在り方に関する研究等

全てのこどもに、健やかに安全・安心に成長できる環境を提供する

- 総合的な子育て支援 3兆6,050億円(うちR4補正1,920億円)
 - ▶子ども・子育て支援新制度の推進(一部補正)
 - ・子どものための教育・保育給付等(チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減)
 - ・保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善(※)
 - 令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度(月額9千円)の処遇改善の満年度化
 - (※)放課後児童クラブや児童養護施設、障害児入所施設等の職員についても同様の措置を実施。
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進(一部補正)
 - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保等(一部補正)
 - ・チーム保育推進加算の拡充、スポット支援員の配置等による保育士の負担軽減、ICTによる業務効率化の推進(再掲)
 - ・保育所の空き定員等を活用し、未就園児を定期的に預かるためのモデル事業を実施等
 - ▶放課後児童クラブ等のICT化の推進(補正)
 - ▶認定こども園向け施設整備補助金の一元化(一部補正)
 - ▶就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及等
 - こどもの居場所づくり支援 1,438億円の内数(うちR4補正58億円)
 - ▶「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備・放課後子供教室との連携推進(一部補正)(再掲)
 - ▶NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業の実施(補正)
 - ▶「こども食堂」等に対する支援(一部補正)
 - こどもの安全・安心 286億円(うちR4補正262億円)
 - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の導入に向けた検討
 - ▶災害共済給付事業
 - ▶予防のためのこどもの死亡検証(Child Death Review)のモデル事業の実施、他の検証事業を踏まえたこどもの安全確保の推進
 - ▶「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」の推進(補正)
 - ▶児童福祉施設等の災害復旧への支援(補正)

結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- 地域の実情や課題に応じた少子化対策 100億円(うちR4補正90億円)
 - ▶地域少子化対策重点推進交付金(一部補正)
- 子育て世帯を優しく包み込む社会的機運の醸成のための情報発信 2.5億円
 - ▶少子化に対する国民全体の危機感共有のための情報発信等
- 妊娠前から子育て期の包括的な切れ目のない支援 1,905億円(うちR4補正1,374億円)
 - ▶妊婦・低年齢児の親への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の継続
 - ▶全ての産婦への産後ケア事業の利用料減免導入、低所得妊婦への初回産科受診料支援
 - ▶都道府県による成育医療等に関する協議会設置などの広域連携の実施支援
 - ▶母子保健情報デジタル化実証事業の実施(補正)等
- 高等教育の無償化 5,311億円
 - ▶高等教育の修学支援新制度の実施

育て環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進 1,721億円の内数(うちR4補正45億円)
 - ▶保護者指導等に関する事業を拡充し、親子関係の再構築を図る民間団体の育成支援等による児童虐待防止対策の強化
 - ▶児童相談所等でのタブレット端末等の活用促進、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発促進による児童虐待防止対策の推進(補正)
 - ▶包括的な里親支援を行う機関への支援の強化、児童養護施設退所者等への支援の年齢要件の緩和等による社会的養育の充実
 - ▶未就園児等のいる家庭を支援につなぐ「申請手続等支援」の実施
- ひとり親家庭等の自立支援の推進 1,694億円(うちR4補正30億円)
 - ▶必要な支援につなぐ同行型の支援の強化、職業訓練に係る給付金の対象資格拡充等の措置の継続等によるひとり親家庭の自立支援の推進
 - ▶困窮するひとり親家庭等のこども等を対象としたこども食堂等への支援(補正)
- 障害児支援体制の強化 4,745億円の内数
 - ▶児童発達支援センターの機能強化等による地域の障害児支援体制の強化等
- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進 2.1億円
 - ▶首長部局が専門家等を活用し、いじめの相談から解決まで取り組む手法の開発・実証を行うほか、重大事態調査を立ち上げる自治体に第三者性確保等の助言
- ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援 216億円の内数
 - ▶ヤングケアラーの実態調査や関係機関職員の研修等に対する支援の強化、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化等
- 潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるためのこどもデータ連携の推進 12億円(うちR4補正12億円)
 - ▶潜在的に支援が必要なこどもをアウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携に係る実証事業(補正)

○キーワード+■今後の国の動向

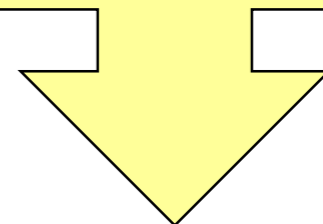
○切れ目ない包括的支援

○就学前の育ちの格差是正

+

■令和5年4月1日施行の「こども基本法」

■令和6年4月1日改正施行の「児童福祉法」



今の時代に即した施策・事業を行う必要が求められる。

(引き続き国の動向を注視する必要あり!)

(例)

・伴走型相談支援及び出産子育て応援交付金
 <1月補正>

・こども家庭センター(子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体化及び機能強化)<令和6年4月1日>

etc

<参考> この外、こども政策に関連する主なものとしては、厚生労働省において、出産育児一時金(医療保険制度)の増額(42万円→50万円)を実施。また、育児休業給付(0.8兆円)を確保。

こども家庭センターのイメージ(令和6年4月運用開始予定)

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う相談機関。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完し、その「目となり、耳となる」**ことを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。

<地域子育て相談機関の位置づけ>

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。
- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。

地域子育て相談機関

<R4調査研究を実施>

- ・ 子育て世帯と継続的につながるための工夫
- ・ こども家庭センター等との連携方法 等

密接な連携

妊産婦

子育て世帯
(保護者)

子ども

こども家庭センター (市区町村)
「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の見直し

業務

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、連絡調整
- 保健指導、健康診査等

※地域の実情に応じ、業務の一部を子育て世帯等の身近な相談機関等に委託可

協働

児童相談所

様々な資源による 支援メニューにつなぐ

民間資源・地域資源
と一体となった
支援体制の構築

